

本ワーキンググループの進め方について

2026年1月19日

青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する検討WG

- 以下のとおり、「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」の下に新たにWGを設置し、整備法の今後の在り方等を検討したい。
- なお、当該WGでは、各府省庁の工程表に基づく取組に関しても適宜御助言いただくことを想定している。

➤ 「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」の下に新WGを設置。

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会

青少年インターネット環境整備法の在り方等に関する検討WG

➤ 原則公開。ただし、議論の内容によっては一部非公開。

➤ 構成員（事務局：こども家庭庁）

上沼 紫野	弁護士・（一社）安心ネットづくり促進協議会 理事
曾我部 真裕	京都大学大学院法学研究科 教授
竹内 和雄	兵庫県立大学環境人間学部 教授
櫻井 鼓	追手門学院大学心理学部 教授
岸原 孝昌	（一社）モバイル・コンテンツ・フォーラム 専務理事
山本 龍彦	慶応義塾大学大学院法務研究科 教授
柳元 陽夏	大学生（埼玉大学）

今後のスケジュール案

	新WG	検討会
R8.1月	第1回	第67回検討会<同日持ち回りで開催> ※WG立ち上げについて
2月	第2回	
3月	第3回	
4月	第4回	
5月	第5回	第68回検討会 ※基本計画のフォローアップ
6月	第6回	
7月	第7回 中間整理 P	
8月		第69回検討会 ※WGの中間報告
9月		
10月		
11月		
12月		

<その他ヒアリング>

リテラシー向上の取組をしている若手クリエイター、プラットフォーム事業者、精神科医師、業界団体 等

<オブザーバー>

関係府省庁（内閣府・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・公正取引委員会・個人情報保護委員会事務局・デジタル庁）、

業界団体（一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社団法人電子情報技術産業協会）

- 今後の環境整備法の議論を進めるにあたって、インターネットを利用する子ども達の意見をしっかりと聞くため、複数回子ども達を巻き込んだセッションを開催予定。
- 特に、諸外国でのSNS規制の動向などが加速化する中で、こうした諸外国の規制等について子ども達がどのように考えるか意見を引き出しながら、WGの議論を前に進めたい。

進め方案

- 毎月WG開催とは別に、計2回子どもと構成員の皆様とのセッションを設ける
- 高校生ICTカンファレンス実行委員会との協力のもと、中学生・高校生を計10名程度を選出していただく（可能な範囲で全国から選出）
- 開催形式はハイブリッド（学生・ファシリテーター・事務局は対面、構成員はオンライン参加可能とする）

今後のスケジュール案

	新WG	検討会
R8.1月	第1回	第67回検討会<同日開催> ※WG立ち上げについて
2月	第2回	
3月	第3回	
4月	第4回	
5月	第5回	第68回検討会 ※基本計画のフォローアップ
6月	第6回	
7月	第7回 中間整理 P	
8月		第69回検討会 ※WGの中間報告
9月		
10月		
11月		
12月		

第1回：春休み頃

- 諸外国のSNS規制の動向を踏まえた子ども達の意見
～日本でも年齢でSNS規制をすべき？（仮）～

第2回：中間整理前後

- WGの議論の方向性について子ども達の意見

- ICTカンファレンスのように提言を学生達にまとめてもらうのではなく、様々な意見を聴取することを目的とする
- そのため、選出する学生についても様々な地域・年齢（特にSNSを使うことができるようになった13歳～使いこなしている高校生まで）から幅広く選出していただく
- あらかじめ、学生達に「課題と論点の整理 やさしい版」や当日の問立てをインプットして準備していただく
- 当日の問立てについては、こども家庭庁で案を作成後、構成員の皆様を確認・修正いただく

<課題>

スマートフォンの普及等に伴い、青少年を取り巻くリスクが非常に多様化してきている中で、青少年インターネット環境整備法が時代にあわなくなっている。

<論点>

- 1 法の目的(第1条)や理念(第3条)について、現在の状況に鑑みてその妥当性をどう考えるか。また、こども基本法やこどもの権利条約、ウェルビーイング概念との関連付けをどう考えるか。
- 2 諸外国では法律等により一律に青少年の使用を規制する動きもみられている一方で、我が国で同様の法令整備を行うことについてどのように考えるか。
- 3 リスクの多様化に対して、整備法で定められる方策、すなわち、①教育・啓発活動の推進(第3章)、②フィルタリングの推進(第4章)の二軸による対応で十分といえるか。現行法上、フィルタリングは「青少年有害情報の閲覧を制限するためのプログラム」と定義されているところ、この機能を求める枠組みで十分か。また、その前提として、どのような「リスク」を整備法の射程と捉えるべきか。
- 4 法第2条第4項における「青少年有害情報」について、諸外国の対応状況等も注視しながら、多様化してきたリスクに対応する形で、例えば、例示の範囲を拡大させる、同項各号の例示を定義とする等についてどう考えるか。
- 5 現行において義務が課されている携帯電話事業者と、それ以外のSNSや動画共有サービス、アプリストア、ゲーム、ライブ配信等のプラットフォーム事業者を含むステークホルダー間の役割分担のリバランスが必要であることについてどう考えるか。
- 6 法第21条ないし第23条の特定サーバー管理者の努力義務の履行をより促し、あるいはさらなる法的対応を行うことを含め、誰がどのようなリスクに対応してどのような対応を担うのか、諸外国の例、国内の法令による対応を踏まえつつ、実態の把握を行うとともに、これを踏まえた検討を進めることについてどう考えるか。
- 7 一定規模のSNS等のプラットフォーム事業者を含む特定サーバー管理者に対して、様々な年齢確認方法、例えば携帯電話事業者からの年齢情報の提供や、AIによる年齢判定等を求めることについて、実現可能性や諸外国の例を見極めつつ、その是非、法的根拠をどう考えるか。
- 8 法における規律の実効性を確保するための仕組みの必要性をどう考えるか。

(◎こども家庭庁、総務省、経済産業省)

①リスクの多様化への対応について（青少年インターネット環境整備法）

<論点>

- 1 法の目的（第1条）や理念（第3条）について、現在の状況に鑑みてその妥当性をどう考えるか。また、こども基本法やこどもの権利条約（児童の権利に関する条約）、ウェルビーイング概念との関連付けをどう考えるか。
- 2 諸外国では法律等により一律に青少年の使用を規制する動きもみられている一方で、我が国で同様の法的整備を行うことについてどのように考えるか。
- 3 リスクの多様化に対して、法で定められる方策、すなわち、①教育・啓発活動の推進（第3章）、②フィルタリングの推進（第4章）の二軸による対応で十分といえるか。現行法上、フィルタリングは「青少年有害情報の閲覧を制限するためのプログラム」と定義されているところ、この機能を求める枠組みで十分か。また、その前提として、どのような「リスク」を法の射程と捉えるべきか。
- 4 法第2条第4項における「青少年有害情報」について、諸外国の対応状況等も注視しながら、多様化してきたリスクに対応する形で、例えば、例示の範囲を拡大させること、同項各号の例示を定義とすること等についてどう考えるか。※ ③コンテンツ・リスクへの対応について（アダルト広告等青少年に有害なおそれがあるもの）の項目の観点もあり
- 5 現行において義務が課されている携帯電話事業者と、それ以外のSNSや動画共有サービス、アプリストア、ゲーム、ライブ配信等のプラットフォーム事業者を含むステークホルダー間の役割分担のリバランスが必要であることについてどう考えるか。
- 6 法第21条ないし第23条の特定サーバー管理者の努力義務の履行をより促し、あるいはさらなる法的対応を行うことを含め、誰がどのようなリスクに対応してどのような対応を担うのか、諸外国の例、国内の法令による対応を踏まえつつ、実態の把握を行うとともに、これを踏まえた検討を進めることについてどう考えるか。 ※ ②リスクの多様化への対応について（民間企業等による自主的な取組）の項目の観点もあり
- 7 一定規模のSNS等のプラットフォーム事業者を含む特定サーバー管理者に対して、様々な年齢確認方法、例えば携帯電話事業者からの年齢情報の提供や、AIによる年齢判定等を求めることについて、実現可能性や諸外国の例を見極めつつ、その是非、法的根拠をどう考えるか。
- 8 法における規律の実効性を確保するための仕組みの必要性をどう考えるか。

（◎こども家庭庁、総務省、経済産業省）

R7年度			R8年度			R9年度		
7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月
・事業者等関係者ヒアリング ・今後の進め方の検討 （法制上の課題を議論するための有識者会議等について）			・有識者会議等において、法制上の課題について検討 （※）諸外国等と調整が必要な場合は、適宜外務省とも連携。			検討結果に応じて、法制上の対応を含め、制度上の必要な措置を実施		

新WGの進め方（案）

こどもとのセッション

第1回：

- ・現状の整理
- ・「課題と論点の整理」論点1（法目的、理念）、論点2（SNS規制）
- ・今後の進め方

第2回：

- ・「課題と論点の整理」論点4（青少年有害情報）
- ・ヒアリング（精神科医等）
- ・リテラシー（関係省庁から現状説明）
- ・工程表の進捗状況（こども家庭庁等）

第3回：

- ・ヒアリング（SNS事業者、クリエイター、その他）
- ・工程表の進捗状況（総務省等）

第4回：

- ・「課題と論点の整理」論点3（フィルタリング） ※総務省からWGの議論を報告P
- ・「課題と論点の整理」論点5～8（事業者役割リバランス、実効性）
- ・工程表の進捗状況（経済産業省等）

第5回：

- ・「課題と論点の整理」論点5～8（事業者役割リバランス、実効性）
- ・工程表の進捗状況（消費者庁等）

第6回：

- ・「課題と論点の整理」論点5～8（事業者役割リバランス、実効性） + 残る論点
- ・中間整理案
- ・工程表の進捗状況（内閣府等）

第7回：

- ・中間整理 P



第1回：
・ SNS規制についてどう思う？



第2回：
・ 大人の議論（WGの議論）についてどう思う？